

## 第68号議案

### 吉川美南駅自由通路の設置及び管理に関する条例

#### (設置)

第1条 歩行者の往来の利便を図るとともに、快適な都市環境の実現に資するため、吉川美南駅自由通路（以下「自由通路」という。）を設置する。

#### (名称及び位置)

第2条 自由通路の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	吉川美南駅自由通路
位置	吉川市大字中曽根917番地1

#### (区域)

第3条 自由通路の区域は、吉川美南駅舎の鉄道事業者の施設以外の区域の通路（階段、エレベーター及びエスカレーターを含む。）その他これに付属する施設部分とする。

#### (利用の禁止等)

第4条 市長は、自由通路が損傷その他の理由によりその利用が危険であると認めるとき又は管理上やむを得ないと認めるときは、その利用を制限し、又は禁止することができる。

#### (行為の禁止)

第5条 何人も、自由通路において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自由通路の施設、設備等を損傷し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 看板、旗その他これらに類するものを設置し、又は掲示すること。
- (3) 物品の販売をすること。
- (4) 演説、展示会、集会、酒宴その他これらに類する行為をすること。
- (5) 自動二輪車及び自転車を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (6) 球戯、ローラースケートその他これらに類する行為をすること。
- (7) 寝泊りをすること。
- (8) 喫煙（火の付いたたばこを持つ行為を含む。）をすること。
- (9) 危険物を持ち込むこと。
- (10) 火気類を使用すること。
- (11) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬及び鉄道を利用する場合に手回り品とみなされるものを除く。）を

持ち込むこと。

(12) 前各号に掲げるもののほか、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為を  
すること。

(行為の禁止の例外)

第6条 前条第1項第7号の規定にかかわらず、災害その他緊急の事由がある場合において一時的な避難上必要なときは、自由通路に寝泊りすることができる。

(使用の許可等)

第7条 自由通路において、広告類の配布、募金、署名活動その他これらに類する行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、自由通路の使用目的に公共性及び公益性があると認められる場合で、歩行者の利用に支障を及ぼさないときに限り、前項の許可を与えることができる。

3 第1項の行為ができる場所は、市長が指定するものとする。

4 市長は、自由通路の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に係る使用について条件を付し、又は条件を変更することができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

6 第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(広告又はポスター掲示の許可等)

第8条 自由通路に広告又はポスター（以下「広告等」という。）を掲示しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る使用について条件を付すことができる。

3 自由通路に掲示しようとする広告等が、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合は、許可しないものとする。

(1) 法令の規定に違反し、又は違反するおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反し、又は反するそのおそれがあるもので、次の各号のいずれかに該当するもの

ア 広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享乐的な面を強調するもの

イ 風紀上好ましくない表現のあるもの、風紀上好ましくない施設の営業広告及び人事募集広告

ウ 結婚の相手を探すこと、男女間の交際を仲介すること等を目的としたもので、利用者等に迷惑をかける恐れのあるもの

エ 脅迫、暴力その他犯罪行為を示唆し、又は誘発する恐れがあるもの

オ 広告の目的が詐欺的なものと認められるもの又は正当な取引とは認められないもの

カ 自己の優位性を強調するために他を中傷し、又は引き合いにしたもの

キ 利用者等に広告内容を誤認させるような紛らわしい表現のもの

ク 他人の名誉を傷つける恐れがあるもの又は不快な印象を与えるもの

ケ 表現が誇大で事実と異なるもの

コ 広告内容が利用者等に実害又は不利益を与える恐れのあるもの

サ 科学的根拠のないもので利用者等を惑わせるもの

シ 嫌悪感を抱かせる恐れのあるもの

(3) 市政運営に支障を及ぼすもの

(4) 市の信用又は品位を害する恐れのあるもの

(5) 個人の氏名を宣伝する恐れのあるもの

(6) 宗教、政治、外交又は経済に関するもので、次のいずれかに該当するもの

ア 政治、経済、外交、社会問題等の主義、主張等を述べるもの

イ 特定の宗教のもの

(7) 人権を侵害するおそれのあるもの

(8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと認めたもの

4 第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(使用料)

第9条 前条の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長が別に指定する期日までに市の発行する納入通知書により別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特別な理由があると認められるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用料の全部又は一部を還付する。

(1) 公益又は管理の必要上、使用の許可を取り消したとき。

(2) 市の責めに帰すべき理由により使用することができないとき。

(許可の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を取り消すことができる。

(1) この条例又は許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正手段により許可を受けたとき。

2 使用者が、前項各号のいずれかに該当することで、同項の処分を受け、当該処分により損失を受けることがあっても、市長はその補償の責めを負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、許可を受けた目的以外に自由通路を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復)

第14条 使用者は、使用又は許可を受けた行為が終わったときは、直ちに自由通路を原状に回復しなければならない。

(損害補償)

第15条 使用者又は自由通路を利用する者が、自由通路を故意又は重大な過失により汚損し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又は損害を補償しなければならない。

(市の免責)

第16条 市の管理上の責めに帰さない事故については、市はその責めを負わない。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第9条関係）

使用の単位	使用料（円）
1区画当たり1週につき	4,700
1区画当たり1月につき	20,000

備考

- 1 使用期間が1週に満たないときは、1週とみなして使用料を算定する。
- 2 1月とは、使用開始日から使用開始日の翌月同日の前日（使用開始日が月の初日の場合は、同月の末日）までをいう。ただし、使用開始日の翌月同日の前日に当たる日がないときは、翌月の末日までをいう。
- 3 使用期間が1月を超える場合において、当該超える期間に1月に満たない端数があるときは、当該超える期間に係る日数を7で除して得た数（当該数に端数が生じたときは、端数を切り上げた数）を当該超える期間の週の数とみなして使用料を算定する。
- 4 広告又はポスターを掲示する場所は、あらかじめ市長が指定した場所とし、1区画当たりの大きさは、日本工業規格A0判（841ミリメートル×1,189ミリメートル）が掲示できる規格とする。